

## 特定非営利法人ふじみ野市学童保育の会 役員立候補者選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第13条に定める役員について、その立候補者の資格および選考について定めるものである。

### (役員立候補者の資格)

第2条 次の各号の特定非営利活動促進法に定める役員欠格事由に該当しないこと。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 四 暴力団の構成員等
  - 五 特定非営利活動促進法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
  - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
2. 職員である会員が立候補する場合は、過去に減給以上の懲戒処分を受けていないこと。

### (理事立候補者の選考)

第3条 理事は、会員からの立候補とする。

1. 理事に立候補しようとする会員は、5名以上の会員の推薦書を添えて、期日までに事務局に必要書類を提出する。
2. 前項の規定で立候補した現理事が引き続き、次年度の理事立候補として届け出る場合には、前項記載の立候補に必要な推薦書を免除する。
3. 理事長の推薦および理事会の承認で、第3項の推薦書に代えることができる。ただし、この規定で立候補できる理事立候補者は5名以内とする。

### (幹事立候補者の選考)

第4条 監事については、理事長が人選を行い、理事会に提案して承認を得た者とする。

### (理事会における選考)

第5条 立候補数が定員を超えた場合は、理事会において協議し、選考することができる。

附則： 2022年3月12日理事会にて承認、同日施行。